

学校法人福岡女学院 コンプライアンスの推進に関する方針

[理事会事項]

2025（令和7）年1月28日制定

この方針（以下「本方針」という。）は、コンプライアンスの推進を図るため、学校法人福岡女学院（以下「本学院」という。）の建学の精神及び教育理念に基づいて、理事及び教職員の行動規範を示すものである。

（目的）

理事及び教職員が本方針を遵守し、本学院の適正な運営及び本学院に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

（定義）

「コンプライアンス」とは、理事及び教職員が法令及び本学院が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

（行動規範）

1. 高い倫理観と社会的良識をもって、誠実かつ真摯に職務の遂行に努める。
2. コンプライアンス違反を行わない。また、コンプライアンス違反の指示、教唆、黙認を行わない。
3. 法令及び本学院の諸規程の遵守、並びに社会通念上守るべき倫理観や公序良俗意識を念頭に置いて行動する。
4. 本学院への社会からの信頼確保に努める。

〔特記事項〕

次に掲げる事項については、理事及び教職員が職務を遂行する中で、特に留意すべきもので、コンプライアンスを十分に理解したうえで、高い倫理観のもと責任感をもって取り組むものである。

1. 服務規律の遵守

就業規則を遵守し、同規則に定められた禁止事項及びその精神に反するような不誠実な言動は行わない。

2. ハラスメント行為の禁止

一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別や嫌がらせに繋がる言動や個人の尊厳を傷つける不適切な言動は行わない。

3. 個人情報の適正な取扱い

個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管業務情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、細心の注意を払い、適切に管理する。

4. 情報セキュリティポリシーの遵守

情報セキュリティ関連諸規程を遵守し、本学院の情報資産を適正に管理し、情報セキュリティを損ねる行為を行わない。

5. 研究倫理の遵守

研究倫理基準を遵守し、研究活動において得られた研究・調査データの捏造、改ざん、盗用等の研究者理念に反する行為は行わない。

6. 経費の適正な使用

本学院の活動が、学生生徒納付金、寄付金、補助金等によって支えられていることを認識し、経費の適正な使用に努める。

7. 労働環境の整備

労働に関する法令等を遵守し、安心・安全な環境の整備に努める。

8. コンプライアンス違反行為の通報

法令等や社会倫理、社会規範に違反する行為に対しては、黙認することなく、速やかに公益通報窓口に通報する。

(改廃)

本方針の改廃は、理事会で行う。